

## 平成30年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成30年7月13日（金）午後2時～3時45分
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 総務部長挨拶</li> <li>3. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員委嘱について</li> <li>(2) 委員長の互選について</li> <li>(1) 平成29年度下半期 契約締結状況について</li> <li>(2) 平成29年度下半期 審議案件について                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①希望制指名競争入札（2件）</li> <li>②指名競争入札（2件）</li> <li>③随意契約（特命随意契約）（3件）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. その他</li> </ol> <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日 総件数787件、制限付一般競争入札7件、総合評価方式入札3件、希望制指名競争入札324件、指名競争入札90件、随意契約363件
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札契約方式別発注総括表</li> <li>2. 入札契約方式別抽出案件一覧</li> <li>3. 審議案件資料</li> <li>4. 各報告事項</li> </ol>
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

## 平成30年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

### 1. 平成29年度下半期 契約締結状況について

事務局が平成29年度下半期の契約締結状況を報告。平均落札率は89.4%であった。

### 2. 平成29年度下半期 審議案件7件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

#### (1) 希望制指名競争入札（2件）

①「平成29年度街路設置消火器および格納箱の購入」

②「路面補修工事・汚水柵等調整工事（北1283号）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・①について 物品購入案件で、相場、定価があり、予定価格もある程度想定できると思われるが、各者の応札額が1千3百万円台から1千5百万円台とばらつきがあるのはどのような理由が考えられるか。区の予定価格と実勢価格とかい離があったということか。</p> <p>・物品（委託等）発注予定表に記載されている消火器本体が580本、格納箱400台と数に差があるのはなぜか。</p> <p>・指名業者5者中4者辞退であり、そのうち2者が辞退理由記載なしと事務局より説明があった。辞退理由を明記しない業者に対し、改めて区の方から辞退理由の確認を行っているか。</p>	<p>・予定価格は定価を参考としつつ、過去の案件や見積もりを参考に事業主管課で設定している。物品入札案件の予定価格は非公表のため、落札率は60%や70%台の案件、100%に近い案件もあるなど、ばらつきはある。</p> <p>・消火器は交換の必要があるものは交換を行うもので、格納箱は、使用可能なものは引き続き処分せず使用するため、それぞれの発注数に差が生じたものである。</p> <p>・本委員会での提言を踏まえ、電子入札システムにおいて、指名通知の際に、やむを得ず辞退する場合は辞退理由を入力するよう依頼したことにより、大幅に改善されてると認識している。 現時点では、辞退理由未入力業者に対し、改めて追跡調査は行っていないが、今後も引き続き、様々な機会を捉えて、事業者に対し辞退理由の記載について協力依頼していきたい。</p>

<p>・ 辞退理由の記載を、義務とまでは言わないが、ある程度強く求めることについて、区として何か問題はあるか。希望制指名競争入札において、業者が希望したのにもかかわらず辞退となっている入札経過を区民目線で見ただけの場合、疑問に思われるのではないかと考える。</p> <p>・ ②について          契約当初想定できない事情が生じ、工期延長と契約金額を増額する変更契約を行ったと事務局から説明があった。変更後の契約金額が当初予定価格を上回る事となったが、問題はないか。</p>	<p>・ 区が改めて辞退理由を事業者を確認すれば、ある程度は回答していただくと考える。なお、辞退理由未記載の理由については、指名業者が本区以外の入札にも参加していることも考えられ、辞退理由の記載を失念した場合もあるのではないかとと思われる。</p> <p>・ 本件単独では予算を超えていると見えるが、予算は、本案件も含めた道路工事全体として措置されているため、問題はない。</p>
---	--

(2) 指名競争入札 (2件)

- ③ 「中央図書館イベント広場特定天井対策工事」
- ④ 「那須高原学園昇降機設備改修工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・ ③について          指名業者 8 者中 6 者辞退、1 者不参加で、結果として 1 者入札となった案件であると事務局から説明があった。競争性を著しく欠いた入札と思われるが、この入札経過について、何か考えられる原因はあるか。</p>	<p>・ 担当所管課が事業者ヒアリングしたところ、中央図書館の休館日は月曜のみで、それ以外は全て業務終了後夜間工事となり、履行できないと勘違いした業者がいたと聞いている。また、本件入札時期が 10 月下旬であり、年度の後半に発注される案件は、既に、各業者の技術者が別の現場に専任しているため対応できないといった事情も考えられる。</p>

<p>・入札経過調書の備考欄に記載されている「辞退」、「失格」、「無効」、「不参加」のそれぞれの意味は何か。</p> <p>・当初総合評価方式で実施したが、不調となったため、指名競争入札を行ったと事務局より説明があった。総合評価で実施することになった理由は何か。</p> <p>・当初総合評価方式で実施しているが、事務局から提示された資料はかなり多く、通常の希望制指名競争入札よりも、発注に手間と時間を要していることがわかれる。今回不調になったため、指名競争入札を実施したとのことであるが、1回の不調で取りやめてしまうのは非常にもったいない事例と思われる。</p> <p>・④について 指名業者5者中3者辞退、2者同額となり、最終的にくじにより、落札決定したと事務局より説明があった。くじは実際にどのような抽選の仕方で行っているのか。</p>	<p>・「辞退」は、指名業者が積算の結果予算が合わない、技術者が既に別の案件に携わり人員がいないなど何らかの理由により辞退した場合。「失格」は最低制限価格が設定されている案件で最低制限価格を下回る金額で応札した場合。「無効」は、予定価格事前公表案件で予定価格を上回る金額で応札した場合。「不参加」は、指名通知を受けたが、入札締切日までに応札しなかった場合である。</p> <p>・特定天井対策工事ということで、技術力の高い事業者を選定する必要があると担当所管課からの意見を踏まえ判断した。</p> <p>・総合評価方式は、公告を行う際に、学識経験者への意見聴取等、通常の入札よりも手続きに時間が必要である。工期の関係からも、指名競争入札を実施して契約する必要があったため。</p> <p>・事業者は、応札の際、電子入札システムに任意のくじ番号を入力することになっており、同価落札の際、あらかじめ入力されたくじ番号に基づき、すべて電子入札システム上でくじが実施され、落札者が決定される仕組みである。</p>
---	--

(3) 随意契約（特命随意契約）（3件）

- ⑤「王子駅周辺まちづくり整備計画策定等業務委託」
- ⑥「個人住民税システムの平成30年度税制改正対応委託」
- ⑦「特殊地下壕埋戻し工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・⑤について            契約は平成 29 年 12 月下旬であり、事務局より提示された資料「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン平成 29 年 7 月（概要版）」の発行年月（7 月）以降に契約されているが、本件はグランドデザインの全体についてコンサルを受ける契約ということか。</p> <p>・⑥について            金額の妥当性について、前回の委員会において、システム関係の委託については、他区の同種同様の案件について調査していると事務局より説明があったが、この案件もそのようにしているのか。</p>	<p>・王子駅周辺の一部のエリアにおける整備計画策定業務の委託である。</p> <p>・今年度 4 月発注の案件から、予定金額 500 万円以上の委託契約のうち、特命随意契約については、「特命随意契約予定金額の妥当性確認」を担当主管課が行うこととした。なお⑥については、妥当性検証の対象となっていないが、事業者の見積もりについて、重複業務や不要な作業の有無がないか精査していると、担当所管課から確認している。</p>

審議結果
<p>・概ね全体として、適切に入札執行されていると認められる。</p> <p>・辞退や不参加が多い案件については、適正な入札に疑念を生じさせかねない。それを解消していくためにも、できることとして、事業者には辞退理由を明記していただく必要があると考える。</p> <p>・入札の透明性、公平性の確保を図り、区民が見て納得していただけるような入札経過となるよう、区は、引き続き事業者に対し、辞退の際にはより具体的な理由を記載していただくよう徹底するとともに、辞退理由を確認していくことが理想であると考えている。</p> <p>・希望制指名競争入札で業者を募集した結果、最低入札参加者数に満たない場合の対応について、指名競争入札に切り替えて業者を任意に追加している事や「特命随意契約予定金額の妥当性確認」を実施していると事務局から説明があり、これらにより、公正性が確保されると考える。</p> <p>・入札制度の競争性・透明性・公平性をより図るとともに、区民に理解していただけるような仕組みとするため、区は、事業者に対し、具体的な辞退理由の明記についての働きかけと同時に、辞退理由を明確にして頂けるような制度改革も並行して実施していくなど、引き続き努力をしていく必要がある。</p>